

令和 7 年第 1 回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和 7 年第 1 回定例会会議録目次

令和 7 年 2 月 2 0 日（木曜日）

○ 議事日程第 1 号	2
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 説明のため出席した者	3
○ 職務のため出席した事務局職員	3
○ 開 会	5
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○ 日程第 2 会期の決定	5
○ 日程第 3 一般質問	6
○ 日程第 4 議案第 1 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の制定について～日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	1 9
○ 日程第 4 議案第 1 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	2 1
○ 日程第 5 議案第 2 号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給 条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
○ 日程第 6 議案第 3 号 財産の取得について	2 2
○ 日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計 補正予算（第 2 号）	2 3
○ 日程第 8 議案第 5 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別 会計補正予算（第 3 号）	2 3
○ 日程第 9 議案第 6 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計 補正予算（第 2 号）	2 4
○ 日程第 1 0 議案第 7 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合一般会計予 算	2 5
○ 日程第 1 1 議案第 8 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防特別会 計予算	2 5
○ 日程第 1 2 議案第 9 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合学校給食特 別会計予算	2 6
○ 日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合清掃特別 会計予算	2 9
○ 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計予算	3 2
○ 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計予算	3 2
○ 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計予算	3 3

- 日程第 17 議案第 14 号 令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防通信
指令事務協議会特別会計予算 33
- 閉 会 34

令和 7 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 7 年 2 月 2 0 日

閉会 令和 7 年 2 月 2 0 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1 号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	令和 7 年 2 月 20 日	原案可決
議案第 2 号	十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第 3 号	財産の取得について	〃	〃
議案第 4 号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 5 号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃
議案第 6 号	令和 6 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 7 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第 8 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第 9 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第 10 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第 11 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算	〃	〃
議案第 12 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第 13 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃
議案第 14 号	令和 7 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	〃	〃

議事日程第1号

令和7年2月20日（木）午後3時00分開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 一般質問 | |
| 第4 | 議案第 1 号 | 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 議案第 2 号 | 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の訂正について |
| 第6 | 議案第 3 号 | 財産の取得について |
| 第7 | 議案第 4 号 | 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号） |
| 第8 | 議案第 5 号 | 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第3号） |
| 第9 | 議案第 6 号 | 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号） |
| 第10 | 議案第 7 号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第11 | 議案第 8 号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算 |
| 第12 | 議案第 9 号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算 |
| 第13 | 議案第10号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算 |
| 第14 | 議案第11号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算 |
| 第15 | 議案第12号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算 |
| 第16 | 議案第13号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算 |
| 第17 | 議案第14号 | 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	太 田 正 幸
2 番	笹 渕 峰 尚
3 番	高 坂 茂
4 番	川 村 重 光
5 番	澤 上 訓
6 番	木 村 忠 一
7 番	氣 田 量 子

8 番	江 渡	信 貴
9 番	山 本	実
10 番	苔米地	繁 雄
11 番	三 浦	專治郎
12 番	才 神	幸 男
13 番	工 藤	正 廣
14 番	戸 来	伝
15 番	小 川	洋 平

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	櫻 田	百合子
副 管 理 者	佐 藤	陽 大
副 管 理 者	成 田	隆
副 管 理 者	若 宮	佳 一
副 管 理 者	櫻 井	雅 洋
副 管 理 者	北 舘	康 宏
事 務 局 長	白 山	利 明
消 防 長	寺 地	充 宏
次 長	川 村	博 秀
警 防 課 長	滝 澤	文 隆
予 防 課 長	山 崎	一 行
通 信 指 令 課 長	山 田	隆 行
十和田消防署長	川 村	宏 範
六戸消防署長	氣 田	安 裕
十和田湖消防署長	三 浦	隆 一
会 計 管 理 者	神	直 子
監 査 委 員	久 保	光 造
監査委員事務局長	高 見	亜希子
教 育 長	丸 井	英 子
教 育 部 長	浦 田	陽 子
教育総務課長	乗 田	育 人
学校給食センター所長	下川原	昌 俊

職務のため出席した事務局職員

次 長 五十嵐 一 美

次 次 次 施 主	長 長 長 設	補 補 補 係	佐 佐 佐 長 事	角 盛 平 館 高	浜 田 野 林 橋	隆 伸 恭	篤 均 志 吉 平
-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------

開 会

午後 3 時 0 0 分 開会

○議長（小川洋平） 開会に先立ちまして管理者から発言の申出がありますので、これを許可します。

管理者。

○管理者（櫻田百合子） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。
このたび十和田地域広域事務組合の管理者という重責を担わせていただくことになりました櫻田でございます。

当組合の業務は、皆様もご承知のとおり、消防、学校給食、清掃、衛生、そして火葬と、いずれも地域社会に密着した、住民の生活には欠かすことのできない大変重要な業務であると強く認識しております。

地方公共団体を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中におきまして、現在当組合では、ごみ焼却施設の施設整備に関する案件、消防庁舎及び学校給食センターの老朽化対策など、取り組むべき多くの課題があるものと認識しております。

これらの課題への取組はもちろんのこと、地域住民へのより一層のサービス向上を図るため、より効率的で効果的な事業運営に誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 以上で管理者からの発言を終わります。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和 7 年 2 月 1 0 日告示招集されました令和 7 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 番太田正幸議員、2 番笹淵峰尚議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小川洋平） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（小川洋平） 日程第3、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名いたします。

それでは、指名します。

1番太田正幸議員。

○1番（太田正幸） 議席番号1番、十和田市議会選出議員、立憲民主党の太田正幸です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目、独自の公益通報者保護制度を構築する考えについてです。公益通報者保護制度は、公益通報者保護法に基づき、通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益を守るための法令遵守を促進する制度です。この制度は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的として、平成16年に制定されたものです。

公益通報とは、不正の目的でなく、勤務先における刑事罰などの対象となる不正行為を通報することを指します。この通報により、通報者は解雇の無効、降格、減給などの不利益な取扱いの禁止、損害賠償請求の制限の保護を受けられ、通報者が報復を恐れずに不正を告発できる環境を整えることができます。

しかし、法制度だけでは十分ではないと考えます。事務組合事務従事者、消防職員、事業の受託業者、請負事業者などの従業員、本事務組合の業務に携わるまたは関わる方々が不利益をこうむらずに公益通報を行える環境を整備しておくことが、地域住民からの透明性と信頼性の向上が期待できると考えます。

そこで、当事務組合におきましても、独自の公益通報者保護制度を構築し、通報者が不利益を受けることなく、安心して通報できる環境を整備することが必要ではないでしょうか。事務組合として、法律の補完、経営の自主性、関係者の関与促進が図られるという意義を踏まえれば、制度を構築するべきと考えますが、見解をお聞かせください。

2つ目、救急拠点として焼山地区に救急体制を整備する考えについてです。十和田市の焼山地区は、位置的に奥入瀬溪流や十和田湖への玄関口と、併せて国道102号から国道103号への玄関口でもあり、国道103号は蔦温泉はじめ、温泉宿と八甲田連峰へと続いております。当地区は、温泉地としての魅力を持って、多くの観光客が訪れる一方、冬季には奥入瀬溪流温泉スキー場でのスキーやスノーボードを楽しむ人々でにぎわっております。また、春から秋にかけては、奥入瀬溪流を訪れるマイカーやドライバーが行き交う拠点地ともなっております。

令和5年、青森県観光入り込み客統計では、焼山地区の石ヶ戸休憩所、奥入瀬溪流館、奥入瀬湧水館、奥入瀬溪流温泉スキー場の合計観光客入り込み数は年間約62万人に上り、年間を通して多様な観光客が集まる地区と捉えております。特に冬季におけるスキー場での事故、登山中の急病、さらには高齢者の温泉入浴中の体調急変など、年間を通じて救急搬送を要する事案が発生していると認識しております。しかし、現状では、最寄りの救急拠点からの距離があり、救急車両の到着まで時間を要し、さらには冬季には道路状況の悪化により迅速な搬送が困難になることは想像できます。

観光業が地域経済の大きな柱となっている一方で、急病や事故への対応が十分ではな

く、救急体制の整備が必要と考えます。救急拠点として焼山地区に救急体制を整備する考えについてお聞かせください。

3つ目、広域行政の方向性についてです。十和田市長という職は、十和田地域広域事務組合規約第10条の規定により、管理者は十和田市長をもって充てるとあります。十和田市のみの政策にとどまらず、広域的な視点でのまちづくりや行政運営の在り方を構成自治体と協議し、リーダー的に責務を果たされるものと私は認識しております。

当事務組合は、消防に関する事務、学校給食に関する事務、一般廃棄物処理施設、し尿及び浄化槽汚泥の前処理を行う施設の設置及び管理運営に関する事務、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務、火葬場の設置及び管理運営に関する事務など、住民生活に直結する重要な行政サービスを担う組織であります。

時代の変化に応じ、より効率的かつ持続可能な運営を行うことが求められていることは周知の事実でございます。十和田市民はもとより構成自治体の住民は、新市長の方針は今後の広域行政にどのように反映されるのか、関心を持っていると考えます。そこで、以下の2点について伺います。

広域事務組合の運営方針について。

2つ目、管理者として課題と展望について。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（小川洋平） 櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 太田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、初めに広域事務組合の運営方針についてお答えいたします。当組合では、構成市町村の財政の安定や業務の効率的、合理的な運営を図るため、ごみ処理や消防、学校給食などの事務の共同処理を行っているところでございます。

昨今の当組合を取り巻く環境は大きく変化しているところでありますが、前管理者と同様に、地域住民皆様の安全、安心を守り、地域の生活環境の向上のために、構成市町村とこれまで以上により深い連携の下、効率的、効果的な広域行政の運営に努め、その役割を果たしてまいります。

次に、管理者としての課題と展望についてお答えいたします。当組合は、昭和47年に十和田地区消防事務組合として発足し、平成10年には学校給食事務の共同処理の開始と同時に、名称を十和田地域広域事務組合へと名称変更をいたしました。平成12年には、十和田地区清掃事務組合解散による事務継承と五戸地区広域事務組合の清掃事務を継承し、清掃事務の共同処理を開始し、さらに同年に火葬事務の共同処理を開始いたしました。また、令和3年に十和田地区環境整備事務組合の解散により、衛生事務を継承し、衛生事務の共同処理を開始いたしました。

長期にわたる運営の中で、施設によっては相当の年数を経過している建物もあり、ごみ焼却施設や消防庁舎、学校給食センターが老朽化していることから、構成市町村の財政負担は大きな課題となっております。また、廃止した旧六戸衛生センターの今後の方針など、様々な課題はあるものと承知しております。

これらの課題解決への取組はもちろんのこと、構成市町村と連携しながら、より効率的で効果的な組合運営を誠心誠意目指してまいります。

その他のご質問につきましては、事務局長等から答弁申し上げます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 独自の公益通報者保護制度を構築する考えについてのご質問にお答えいたします。

当組合では、現在職員からの内部通報に関する窓口的役割を事務局が担っており、通報のあった場合には、通報者の保護や通報内容の調査など、公益通報者保護法にのっとり必要な措置を講じる体制を取っておりますが、これらの事務の取扱いについての具体的な事項までは定めていない状況となっております。

現在十和田市において、国の指針やガイドラインを踏まえ、事務の取扱いに関する内部規定を今年度中に定めると伺っていることから、その情報を注視しながら、当組合においてもその整備に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 寺地消防長。

○消防長（寺地充宏） 救急拠点として焼山地区に救急体制を整備する考えについてのご質問にお答えいたします。

救急車の配置台数につきましては、消防庁告示によってその基準が示されております。当組合の算定台数は5台となっており、十和田消防署に2台、そして十和田湖消防署、六戸消防署、湖畔出張所に各1台の計5台を配置しており、基準どおりの台数で運用しているところでございます。

現在焼山地区で発生した救急事案には管轄する十和田湖消防署から出動しており、十和田湖消防署から焼山地区までの出動から現場到着までの所要時間はおおむね15分程度でございます。焼山地区に新たに救急車を配置するとした場合は、救急隊の編制といたしまして、救急車1台に対し救急隊員を3名乗車させなければなりませんので、救急隊員3名の勤務体制を維持するためには、最低でも10名程度の人員を配置する必要があります。

また、車両の法定点検、高度救命資機材の更新経費費用はもちろんのこと、救急車の車庫及び救急隊員の待機する執務室や仮眠室を備えた庁舎を整備する場合は、これらの関連する経費も新たに必要となります。

以上申し上げましたとおり、救急車1台に係る人件費や維持管理費等を総合的に勘案しますと、焼山地区へ救急車を配置することは非常に難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ご答弁ありがとうございました。まず、順次再質問といいたしか、まず公益通報者保護制度についてですけれども、そちらについては十和田市の扱いを受けて検討を進めるということでしたので、何とかお願いしたいなど。あくまで内部告発を目的とするものではないと私は思っておりましたので、その制度があることによって、やっぱり市民、住民からの信頼が得られるということの意義での制度を保障していただきたいという考えでございましたので、お願いしたいと思います。

次に、救急拠点の焼山地区の件になります。基準台数があるということで、それを満たしているという話でした。私ちょっと焼山のほう、市の職員のとくに、焼山の温泉の

ところを担当したのですけれども、やっぱり救急車来るまで、出発すれば15分ぐらいで来るのでしょうけれども、通報してから実際に来るとなれば、やっぱり30分近くかかっていたかなと記憶しているのです。それで、到着してから応急処置するなりして実際に出発するとなると、相当時間がかかると思っておりましたので、やっぱり一人でも助かる命があるとすれば、幾らでも早く、救急車とは言わず何か応急処置でも対応できる体制ができればいいなと思っておりました。ちなみに、そこで焼山地区への搬送件数、もし把握してしましたら、一応数字の提示をお願いしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋平） 寺地消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

過去3年間のデータでございますが、焼山地区への救急出動件数は、令和4年が16件、令和5年は11件、令和6年は42件でございます。また、このうち医療機関へ搬送された傷病者の数は、令和4年と令和5年はそれぞれ11人、令和6年は36人で、3年間の合計58人でございます。この58人の傷病程度の内訳は、軽傷は36人で全体の62.1%、中等症は13人で22.4%、重症は5人で8.6%となっております。

なお、搬送後に死亡が確認された方は4人で、6.9%でございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 6年度42人というのは、考えられる要因というのがもしありましたら。

○議長（小川洋平） 寺地消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまの質問にお答えいたします。

やはり令和3年、4年くらいまではコロナの関係で、観光人口がかなり減っておりますので、そういうところで令和6年からぐっと増えたと考えられます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。全国的にも外国人、インバウンド、オーバーツーリズムだとか増えてきていますので、焼山地区も観光統計見るとやっぱり増えてきている現状があるので、これはもう消防の話になるか管理者の話になるか分かりませんが、やっぱりそういう現状になりつつあるということをぜひ踏まえていただいて、機会を捉えて、もし可能であればお願いしたいと思いますし、焼山地区にもそこに従事する人が応急処置できるようなそういう活動といいましょうか、をぜひともお願いしておきたいなと思います。

次に、広域行政の方向性で、市長からご答弁いただきました。答弁のとおりなのは重々分かります。市長のほうで、管理者として例えば十和田地域広域事務組合なり構成市町村のリーダーという立場だと私思うのです。そういった中で、例えば給食であれば地場産品、地産地消を進める意気込みだとか、例えばごみの焼却施設への搬出量を減らす意気込みだとか、そういった希望なりそういうものがもし市長にあるとすればお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（櫻田百合子） 地産地消のまずは方向性ということだったのですが、今現在も取り組んでおりますので、より一層今後も取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、どのように具体的にというのは、まだこれから示していきたいと思っておりますし、またごみ焼却施設に関しましても、これは本当に大変重要な問題だと捉えておりますので、少しでも早い時期、これからも進めなければならない問題だと思っております。より関係市町村の皆様からご協力を得ながらしっかりと前へ進めていかないと問題を一つ一つ皆様のご協力を得ながら前へ進めていかなければならない大切な問題だと捉えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。管理者という立場というのは、やっぱり大きいと思うのです。そういった中で、例えばそういう自分がやりたい将来像みたいなのをやっぱり描いてほしいと思いますし、今市長になって数か月、1か月ぐらいですか、しかたっていない中で大変だろうとは思っているのですが、やっぱり行政を進める上では、事務を進める上では、途中休憩はあってはいけないと私思っておりましたので、そこは職員の方とか構成市町村、管理者、副管理者等々と十分に協議進めていただいて、やっぱり地域住民が十和田地域広域事務組合、いろんな事務処理として組合をつくってよかったなという行政をやっぱり目指してほしいなということを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 以上で太田正幸議員の質問を終わります。

次に、7番氣田量子議員。

○7番（氣田量子） 皆さん、こんにちは。7番、十和田市議会選出、公明党の氣田量子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

私からは、1点質問いたします。カーボンオフセットPE袋導入による環境負荷低減について。近年気候変動対策が世界的な課題となる中、2050年、カーボンニュートラル実現を目指し、各自治体においても温室効果ガス削減の取組が求められています。

特に日常生活に密接に関わるごみ処理においては、焼却時のCO₂排出削減が重要な課題です。カーボンオフセットPE袋の導入による十和田地域広域事務組合の環境負荷低減の可能性について質問いたします。

従来のポリエチレンPE製ごみ袋は、焼却時に大量のCO₂を排出します。一方カーボンオフセットPE袋は、CO₂排出削減剤、グリーンナノを配合することで、焼却時の排出量を抑える仕組みとなっています。この結果、焼却時のCO₂排出量を実質ゼロにすることが可能です。既に一部の自治体では導入が進んでおり、例えば導入自治体では、廃棄物処理部門全体のCO₂排出量を約3%削減する効果が確認されています。

十和田地域広域事務組合においても、ごみ袋の環境負荷低減を進めることで、持続可能なまちづくりに貢献できると考えます。そこで、以下の点について質問いたします。

1、導入のコストと財政負担について。カーボンオフセットPE袋は、従来のごみ袋に比べて単価が高くなる可能性があります。環境負荷軽減のメリットを踏まえ、補助

金活用や費用対効果の分析を行うことは可能でしょうか。

2、市民への周知と意識向上について。ごみ袋変更による環境効果を市民の皆様に伝え、協力を得ることが重要です。市民向けの説明会や啓発活動を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3、他自治体の事例調査について、既に導入している自治体の実績や課題を調査し、本事務組合に適した導入方法を検討することは可能でしょうか。

以上3点、お考えをお伺いいたします。壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 氣田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、カーボンオフセットポリエチレン袋の導入コストと財政負担についてお答えをいたします。脱炭素に向け、国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すとしており、その実現のためには二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を強化する必要があると認識しております。

ごみ袋につきましても、燃焼時に二酸化炭素の発生が抑制させる素材を使用している製品が既にあり、脱炭素社会の実現に向けた取組が進みつつありますが、当組合の指定ごみ袋にはそのような素材は使用されておりません。

また、現行の袋については、当組合の認定を受けた業者が製造しているため、議員ご提案のカーボンオフセットポリエチレン袋導入による当組合での導入コストの増大に係る財政負担はございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、従来品と比較し製造単価の値上がりが見込まれることから、小売価格も上昇し、住民の経済的負担が大きくなることが考えられますが、当組合といたしましてもごみ袋燃焼時の二酸化炭素排出量の削減に向けた製品について、袋の材質と製造コストを含めた調査を行い、導入の可能性を模索してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 市民への周知と意識向上についてのご質問にお答えいたします。

先ほど管理者が答弁しましたとおり、カーボンオフセットポリエチレン袋の導入につきましては、製造コストが増大する可能性があることから、それに伴う小売価格の値上がりにより、住民への経済的負担が大きくなることが見込まれます。

このことから、導入に当たっては、他自治体の導入拡大による製品の低価格化などの状況を見ながら、環境負荷低減への取組の重要性と合わせて、構成市町村と協議、連携を密にし、住民の方々への丁寧な説明、啓発活動を行い、十分な理解を得ることが必要と考えております。

次に、他自治体の事例調査についてのご質問にお答えいたします。二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出を抑制するごみ袋について、国ではプラスチック資源循環戦略を策定し、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用促進等を掲げるなど、様々な取組が進められております。

議員ご提案のカーボンオフセットポリエチレン袋を含め、ごみ袋の燃焼時における温

室効果ガス排出削減に取り組んでいる先行自治体の実績と課題につきまして調査研究し、併せて導入方法も検討してまいります。

以上です。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ご答弁ありがとうございました。1点だけ再質問させていただきます。

調査を行い、導入の可能性を考えていくとご答弁いただきました。ご理解いただき、前向きなご答弁ありがとうございます。導入には、先ほどもありました価格が一番の課題でございます。現在の物価高騰のさなか、早急に推し進めるには無理があることは認識しておりますが、これからの時代、壇上でも申し上げましたが、避けては通れぬ問題でもあります。導入に当たっては、製品の低価格化などの状況を見ながらと先ほど答弁いただきましたが、もし導入する場合、ごみ袋の価格が上がってしまう場合、負担を軽くする工夫を当事務組合で考えることはできるのでしょうか。現段階では難しいことかもしれませんが、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

二酸化炭素排出抑制のごみ袋につきましては、薬剤等やバイオマスを配合し製造されていることが確認されておりますが、先ほど答弁しましたとおり、製造コストがポリエチレン袋よりも高くなると見込まれます。当組合といたしましても、少しでも住民の負担が軽くなるよう、国などによる製造に係る補助金の創設、製造業者からの情報収集や先行自治体の取組状況等調査研究してまいります。現段階ではコスト低減は非常に難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。最後に、カーボンオフセットPE袋の導入は、CO₂排出削減だけではなく、市民の環境意識の向上にもつながってくると思います。当組合が持続可能な環境施策を推進して、そしてまた地域全体で脱炭素社会の実現に貢献できるように、積極的な取組を要望いたします。

以上、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 以上で氣田量子議員の質問を終わります。

次に、14番戸来伝議員。

○14番（戸来 伝） 私たちの十和田地域広域事務組合は、十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、そして新郷村の1市3町1村が連携を、単独では運営が難しい公益性の高い事業を協力し合いながらやっております。市町村には、それぞれの事情がありますから、これを調整し一つの方向にまとめるのはなかなか難しいことです。そのまとめ役、すなわち管理者を長い間小山田久前十和田市長がやってきました。そして、今日からは、新しい十和田市長、櫻田百合子さんを管理者として迎えました。

広域事務組合の事業は、種類が多く、それぞれに難しい課題を抱えております。そこで、新しい管理者に確認したいことがあり、3つの質問をいたします。

まず、十和田最終処分場についてです。生活をするということは、物を処理すること

です。私たちは、地球にある資源をそのまま活用したり、あるいは加工したりいたします。リサイクルしたりリユースしたりしますが、やがてはごみになり、廃棄物になります。

私たちの廃棄物は、切田の西大沼平にある十和田最終処分場に埋め立ててあります。埋立ては、1984年、昭和60年に始まり、2017年、平成28年に終わりました。その量は約36万8,000立方メートルです。満杯になりましたが、管理は続きます。ごみの上に1.5メートルの土を盛りますが、水が流れて出ます。ガスも出ます。櫻田管理者は、この問題をどう捉えていますか。現地の視察にはいつ出向きましたか。

次に、六戸の衛生センターについてです。し尿の処理施設として活躍をしてきましたが、供用開始から30年以上経過しましたので、3年前、相坂の下タ川原の下水処理場の敷地内に下水処理センターを建設いたしました。これにより、六戸の衛生センターは不要となりましたが、その後どういう状況にあるのでしょうか。建物の解体はどのように進めますか。敷地の売却はどのように進めますか。櫻田管理者は、着任早々ですので、把握し切れていないかもしれませんが、方向性についてビジョンがとおりでしたらぜひお聞かせをください。

3つ目は、野崎にある火葬場についてです。資料によると、火葬棟には火葬炉が4つ、収骨室が2つ、霊安室が1つ、待合室にはエントランスホールが1つ、待合ホールが1つ、和風の待合室が1つ、洋風の待合室が2つあります。多くの市民が利用していますので、よい評判も悪い評判も聞こえてきますが、櫻田管理者はどう認識していますか。

そこで、2点お聞きをいたします。1つは、指定管理者の管理状況はどうですか。利用者からの評判はどうですか。

1つ、冷蔵霊安室の設置について、必要だとの声は届いていませんか。

以上で櫻田管理者の笑顔あふれる答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（小川洋平） 櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 戸来議員の質問にお答えいたします。

私からは、十和田最終処分場が満杯になった現状についてのご質問にお答えいたします。十和田最終処分場は、昭和59年5月に供用開始し、焼却灰などの埋立てを行ってきましたが、令和2年8月に埋立てと覆土を最後に、埋立ては行わないこととしております。

令和13年度の廃止に向け事務を進めてまいりますが、来年度は廃止基準を満たしているかどうかの水質の事前調査を行い、令和8年度に最終覆土のための測量、9年度、10年度で最終覆土を行い、11年度、12年度で廃止基準調査を行い、13年度に廃止の確認申請を行い、県の許可となれば廃止となります。現在は、雨などにより染み出てきた水の管理を適正に行っております。

そのほかのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 覆土する計画についてのご質問にお答えいたします。

先ほど管理者からご答弁いたしましたとおり、覆土のための測量を令和8年度に行い、

令和9年度、10年度に実施する計画であります。数量につきましては、約1万立方メートルで、費用が2,500万円を見込んでおります。

次に、汚水の発生状況についてのご質問にお答えいたします。最終処分場から発生する水は、雨水が廃棄物層を浸透して出てくる水で、浸出水といいますが、1日当たり161立米となっております。

なお、浸出水につきましては、処分場下部にあります貯水槽から水をくみ上げて、処理棟で浄化処理し用水路に放流しております。

次に、六戸衛生センターの建物の解体についてのご質問にお答えいたします。この施設は、令和3年3月31日に十和田地区環境整備事務組合が解散したことに伴い用途廃止され、当組合が承継し管理を行っております。これまで建物の活用について、構成市町村と協議を続け、その間幾度か建物の活用について問合せがありましたが、活用には至っておりません。また、建物の構造上用途が限られており、利活用が進まない状況となっております。

今後につきましては、解体を視野に入れながら、引き続き利活用を検討してまいりたいと考えておりますが、建物の解体には多額の費用を要することから、関係市町村と協議して検討してまいりたいと考えております。

次に、土地の処分についてのご質問にお答えいたします。土地の処分につきましては、建物の解体後、更地として売却または貸付けが考えられますが、今後関係3市町村と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、火葬場の指定管理者の管理状況についてのご質問にお答えいたします。火葬場の管理運営につきましては、平成23年度に指定管理者制度を導入してから今年で14年目となっております。現在は、4期目の指定管理者ですが、運営に関する業務では、利用者への安定したサービスの提供を実現するために、接遇等の研修を行うことで職員の資質向上に努め、利用者目線に立った丁寧な対応を心がけており、サービスに関する苦情はございません。また、火葬業務につきましては、件数も増えている中、トラブル等もなく、管理運営が行われており、さらに指定管理者による施設内清掃や敷地内の除草、設備等の点検など、適切な施設の維持管理がされている状況となっております。

次に、冷蔵霊安室の設置についてのご質問にお答えいたします。現在火葬場には、霊安室は設置されておりますが、冷蔵はできません。霊安室の利用状況は、令和3年度は火葬件数1,279件に対し14件、4年度は1,384件に対し10件、5年度は1,424件に対し14件で、約1%の利用となっております。

霊安室の設置は、火葬場本来の目的と異なり、やむを得ない理由のある方にのみ1日から2日に限り使用させております。また、霊安室全体を冷蔵するためには、大きな設備が必要となると考えられることから、構造上の問題もあり、組合といたしましては冷蔵霊安室を設置する考えはございません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 大沼平の最終処分場は、今お示しをいただきました。7年、8年で測量する、そういうふうなことは前回小山田管理者から聞かれば、すごく今回の質問でも違ってくるのですが、16年間も放置したまんまの前管理者なので、今櫻田管理

者から測量して早い機会に埋め戻したいという話が出ました。しかし、さっき埋め戻しの費用が2,600万ぐらいとかと言ったのだけれども、そんなもので覆土が1メートル20から1メートル30、1メートル50、あの面積でできますか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 先ほどのご答弁で、私が2,500万円程度というふうにご説明申し上げました。これも概算でございますので、測量等これから行って、数量等を確定させていく予定でございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 概算であっても、測量しないから概算だという意味合いに私は当てはまらないと思うのです。あの周辺が、やっぱり覆土するにしても、黒ボクに値するのを持ってくると、やっぱりかなりの距離から持ってこなければいけないような地域なのです。そうなったときに、大型ダンプ10トン1台でも、やっぱり1台当たりでも7,000円から1万円ぐらいするのです、黒土が。それが2,500万ぐらいといえば、簡単に250台、まず。そんなのであそこ埋められるというのがありますか、考え方。概算でもちょっと私は当てはまらないような答弁だと思うのだけれども。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今のところ概算というところで、今後測量して正確な数量、また費用を算定してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） その件は分かりました。あと、なるべく早く元に戻せるように要望をしたいと思いますが、あそこの今の汚水が流れておりますが、あの汚水は処理した水を流しているということですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁いたしましたとおり、流れてきた水は下部の貯水槽に貯水し、ポンプでくみ上げて、処理場で処理してから放流してございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私があそこを見た段階では、一番低いところで流れているのです。それをどこの場所でポンプでくみ上げて、その施設で水を放流しているのですか。私は、ちょっと理解に苦しむような場所なのです。一番低いところで水が流れているのです。今そのずっと手前で、どこかでせき止めて、見えないようにして建屋にポンプを置いて、それで処理しているということですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、貯水槽は一番下部にございます。貯水槽にたまった水を、すぐあのわきにポンプ室がございます、小さい小屋の。そこからポンプでくみ上げて、もう

ちょっと高いところに処分場がございます。そこまでポンプでくみ上げて処分した水を今度は別に流して放流しています。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） あなたの説明が正しいのか私の見立てが違っているのか、私は必ずしもそうでないというふうな解釈をしています。分かりました。しかし、埋立てについても、早い機会に完了することを切望いたします。今までかなりの日数をかけてきましたので。

それでは、六戸の衛生センターです。建物の解体、この関係する市町はどこですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 関係市町村は、十和田市、五戸町、新郷村の3市町村が対象となっております。センターの工場部分の解体費負担は十和田市、五戸町、新郷村、事務所部分は三沢市を含む6市町村が負担することとなっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 建物の関係で、三沢市の資格とかというのはいつ頃までなのか。ずっと末代まで、壊すまで。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、こういう取決めは、環整の解散時点で構成市町村とでもう決定してございます。解体するまでが対象となっております、建物に関しては。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） それでは、建物の解体までは三沢市も権利があるというか、義務があるということですね。そういう解釈でいいでしょう。分かりました。では、それもやっぱり早めに解体するのが望ましいと思います。

それと、土地の処分は、昔から言い伝えられている感じでは、かなりの汚泥が下にいると、そういうのを聞いているのです。その処理とか埋め戻し、処理した後埋め戻すというのにどれくらいの費用がかかると思われますか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

これから詳細な調査を行わなければなりません、地下のほうに前の建物の既存の基礎とかございますので、その辺、汚泥はちょっと私分らないのですけれども、全部含めて今後調査して、費用算定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、前回もやっぱり同じ質問をしています。だから、やっぱり今みたいな答弁を延々とするようであれば、何も前回質問した意味もないし、今回質問した意味もない。管理者、あなたにも前回の2回の定例会の会議録渡っているでしょう、

まず、目にしていると思うのですが、こういうふうな質問、私2回同じようなことを質問しているの。それで延々とそういう答弁では、やっぱり管理運営する立場からすれば、私はいかななものかと思うのです。そういうふうなのを管理者として改めて前向きな方向を出せるように努力をしていただきたいと思います。これは要望でいいです。

次は、火葬場の件です。指定管理をしてずっときていますが、私もそこに出向くのですが、そこ管理制度で、今回の議案なんかでも1人分の職員のあれが載っています。1人の職員というのは、市の職員ですか、どこの職員ですか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまの質問にお答えいたします。

指定管理者職員ということになります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 違うはずだ。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） 失礼しました。ただいまの発言を訂正させていただきます。

指定管理者を指揮管理している職員のものです。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 指定管理を指導する職員というのは、だからどこの職員ですかと聞いているのです。予算がそういうふうに1人分のっているでしょう。

○議長（小川洋平） 白山局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

広域事務組合職員でございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 広域事務組合の職員というのは、どこに該当している職員ですか。

○議長（小川洋平） 北館副管理者。

○副管理者（北館康宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

十和田地域広域事務組合の職員構成でございますけれども、もともと事務組合採用の職員と、十和田市からの派遣職員でもって十和田地域広域事務組合の職員体制となっておりまして、火葬の特別会計に所属する職員は事務組合採用の職員となっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 事務組合採用の職員というのは、火葬場に対しての事務組合の採用職員ということでしょう。分かりました。

それで、私なぜこういう質問したかということ、管理者制度を取って、そしてそれぞれの葬祭の関係者がそれを、その日借りた部屋とかというのを管理運営すると思うのですが、要はどういうことかということ、火葬終えましたという放送して、これから拾うところで冷やしてからみんなを迎え入れるわけなのですから、その段階で待合室を出る

と言われるのだそうです。それであれば、そこに来た人たちがもうみんな大きい広いところに出して、それでもうすぐ掃除に入るのだそうです、掃除に。そして、遺骨が冷えるまでその辺に待っていて、それからみんな呼ばれて遺骨を拾うそうなのです。それが20分ぐらいかかるのだそうです、冷めるのが。その間20分そこに出されて、こんな施設なら駄目だろうという声が私のところにも聞こえてきたし、私が行ったときもそうだったのです。

それは、管理者制度を取っていて、地域の利用する人にちゃんと使わせているのが正しいという解釈をすれば、葬祭に関わる人がきれいにするために20分も30分も早めにそこから出してやるのが正しいかどうか、それ私は分かりません。でも、そこを利用した人たちがそういう声があるということを改めて、せっかく管理者制度を取っているのであれば、そういう指導をするべきだと思うのです。だから、私あえて最初の職員はどこの職員ですかというのを聞いたのがそこなのです。どこの場所でこれを改める、直す、そういうことができますか、管理者。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのほう、事務局のほうというか、広域事務組合で指定管理者に委託しておりますので、指導監督する立場でございます。先ほど議員ご発言の、すぐ出ると言われたということ、うちのほうで確認は取れておりませんでした。ちょっと内容を確認いたしまして、是正すべきものは是正してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） やっぱりそこを利用する人は、楽しくて行っている人誰もいないの。喪に服す意味で行っているから、ちゃんとした形を取って利用させるようにしてください。そこのところは要望。

そして、冷蔵霊安室というのは、三沢市にはあるのです。それで、さっき局長が答弁したような大げさなものではない。なぜこれを言うかということ、今遺族、家族といいますが、ない人、身寄りのない人の亡くなる例も多いそうなのです。そうすると、施設に入っていれば、その施設の経営者とか管理している人が直接火葬に持っていくようなものがあるのだそうです。そのときに、やっぱり暖かいときだと、冷たいの入れて保温するそうなのだけでも、身寄りのない人たちは、やっぱりそういう冷蔵施設があるのに入れて火葬の順番が来たら火葬して茶毘に付すというのがあるのだそうです。隣の三沢市にそれがあるということだから、私はやっぱり年間千四百何ぼ、1,500近くもそこを利用している人があるとすれば、その1%の人でも利用しているとさっき言いましたよね。でも、その人が利用している人は、私がさっき言った身寄りのある、ない、私は分かりませんが、そういうふうなものもやっぱり考えるべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

うちのほうの霊安室は、非常に狭い部屋となっております。議員ご提案の冷蔵の霊安室ですが、うちのほうの構造上の問題もありますので、今のところは厳しいものと考え

ております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、私今あえて三沢市と言ったから、あなた時間見て三沢見てみて。そんなに大げさなものではない。カプセルみたいな小さいのだから。遺体がちょっと1人入る、それが2段になっているようなのだから、そういうふうなので、難しいという言葉を使わないで、検討をするというのが正しい答弁だと思いますので、要望をして、これで終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定について～日程第17 議案第14
号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別
会計予算

○議長（小川洋平） 日程第4、議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、議案第14号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算までの議案14件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

櫻田管理者。

○管理者（櫻田百合子） 令和7年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

議案第1号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに寒冷地手当の額を改定するためのものであります。

議案第2号の十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、消防組織法に規定する緊急消防援助隊として従事した消防職員に対し、緊急消防援助隊等活動手当を支給するためのものであります。

議案第3号の財産の取得については、十和田消防署に配備する救助工作車を購入するためのものであります。

議案第4号の令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、給与改定に伴う人件費の補正のほか、各事業費の確定に伴い、歳入歳出それぞれ273万3,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は18億4,024万8,000円となりました。

議案第5号の令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ493万円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億977万3,000円となりました。歳出の主なものについては、食材価格の高騰に伴い、需用費を補正いたしました。債務負担行為の補正については、令和7年度学校給食運送業務委託料の見込額を計上いたし

ました。

議案第6号の令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、債務負担行為の補正について、令和7年度ごみ収集運搬業務委託料の見込額を計上いたしました。

議案第7号の令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,295万5,000円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの負担金7,295万3,000円、歳出の主なものは議会費397万5,000円、総務費6,868万円を計上いたしました。

議案第8号の令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ20億3,770万5,000円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの負担金17億4,956万3,000円、組合債2億6,560万円、歳出の主なものは消防費19億915万9,000円、公債費1億2,651万2,000円を計上いたしました。地方債については、救助工作車及び高規格救急自動車更新、十和田消防庁舎等照明修繕、十和田消防庁舎空調設備設置の見込額を計上いたしました。

議案第9号の令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億7,897万円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの給食費負担金及び教育費負担金6億4,590万円、歳出の主なものは教育総務費3億247万6,000円、給食事業費3億7,541万1,000円を計上いたしました。

議案第10号の令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ12億3,577万円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの負担金11億605万5,000円、使用料及び手数料8,982万円、財産収入3,174万5,000円、歳出の主なものは衛生費12億3,362万7,000円を計上いたしました。

議案第11号の令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億7,817万7,000円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの負担金1億7,813万5,000円、歳出の主なものは衛生費7,302万7,000円、施設管理費22万円、公債費1億393万円を計上いたしました。

議案第12号の令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,445万4,000円となっております。歳入の主なものは構成市町村からの負担金5,803万7,000円、使用料及び手数料641万5,000円、歳出の主なものは衛生費6,395万4,000円を計上いたしました。

議案第13号の令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,050万1,000円となっております。歳入の主なものは受託事業収入1億1,049万9,000円、歳出の主なものは消防費1億1,030万1,000円を計上いたしました。

議案第14号の令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計

予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,609万1,000円となっております。歳入は、各消防本部からの負担金8,609万円を計上いたしました。歳出の主なものは、消防費8,009万1,000円を計上いたしました。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（櫻田百合子） 先ほどの提案理由の説明における字句の読み違いなどにつきましては、議長において処理してくださいませようお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） ただいまの管理者からの発言訂正の申出については、議長においてこれを処理いたします。

日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第4、議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当 支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第5、議案第2号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 財産の取得について

○議長（小川洋平） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

戸来議員。

○14番（戸来 伝） 議案第3号なのですが、この15ページの入札状況を見れば、辞退者が最終的には8者なのです。入札が10者で、第1回目の辞退者が7者で、第2回目の入札で1者が辞退をしている。いわゆる10者の中で半分以上が辞退している中の入札は有効なのでしょうか。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

事務局といたしましては、財産に係るこの工作車を納入することが可能だと思われる業者を指名いたしました。残念ながら3者のみの入札になりました。辞退する理由というのは、納入に間に合わせられないというふうな辞退理由となっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 納入するのに間に合わないから辞退するというのは、入札指名するほうがおかしいのではないのですか。この指名、広くやっぱり参加させるというのが指名の基本なのです。1者か2者でやったら、随契のほうでもいいのではないのですか。

○議長（小川洋平） 副管理者。

○副管理者（北館康宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、指名でございますけれども、指名願を出している業者で工作車の入札に参加できる条件を満たしているものを全社指名してございます。そういった意味では、入札の公平性、均等性を図っております。結果において、3者の入札参加ということになってございますけれども、いわゆる複数以上あるということでは競争原理は働いていると、そういう意味からはこの入札そのものは有効であると、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 26ページの2021年3月に完成した十和田湖消防署のことなのか、あるいは償還期限は何年で、何年までこの施設の負担、全額十和田市がというふうな質問をしたいわけなのですが、要は皆さん差換えのほうの26ページなのですが、その辺はどういう……答弁できますか、これ。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えしますが、26ページの地方債の現在

高のところでよろしいでしょうか、すみません。当該年度末の現在高の見込みでございますが、9億7,000万というところでございます。これは、いろんな事業がありまして、償還の年数につきましても事業によってかなりまちまちでございますので、今ちょっとすみません、資料を持ち合わせていないのですが、償還計画の計画表というのも全部組んでおりますので、申し訳ないのですが、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平） 日程第7、議案第4号 令和6年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第3号）

○議長（小川洋平） 日程第8、議案第5号 令和6年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算第3号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

戸来議員。

○14番（戸来 伝） 歳入のところで、分担金とか負担金のところ……

○議長（小川洋平） 何ページ。

○14番（戸来 伝） 歳入のところ、何ページというの、何ページもないでしょう。議長、議案書を見て、何ページもないから、何ページというの、何十ページもあるわけではないから。

いわゆる給食費の負担金、現年度分とあるのだけれども、給食費は無償化と青森県では訴えています、これはどういうふうに我々は解釈すればいいのか答弁してください。

それから、給食費の負担金、過年度分という、不納欠損処理したのか、十和田湖分。

それと、2項の1節のところの管理費、負担金の金額、無償化と負担金も併せてお願いいたします。

○議長（小川洋平） 暫時休憩します。

午後4時27分 休憩

午後4時28分 再開

○議長（小川洋平） では、休憩を解いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平） 日程第9、議案第6号 令和6年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

○議長（小川洋平） 日程第10、議案第7号 令和7年度十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第11、議案第8号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第12、議案第9号 令和7年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

氣田議員。

○7番（氣田量子） 給食の予算についてなのですが、今までも一般質問等でも上がっていた案件で、調理室のエアコンです。審議会のときでもちょっと要望いたしましたけれども、予算に全く計上されていないと思うのですが、何か熱中症対策、新しくされたのでしょうか。

○議長（小川洋平） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（下川原昌俊） ただいまのご質問にお答えいたします。

調理室のエアコンにつきましては、構造上、一般質問等でもお答えしているとおり、できません。委託業者のほうとしましても、できる限りの熱中症対策等をいろいろと検討しつつ、実行しているところです。今後も委託業者のほうと協議しながら、その対策のほうには努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） 働いている方からも、熱中症になる、休む、そうするとおのずと負担がかかる、そういったことを夏繰り返したというお話を伺いました。とても過酷な現場での給食をつくる作業だと思うのです。子供たちにやっぱり安全、安心な給食を提供するには、やはり環境を整えなくてはならないと思いますので、何回も要望して申し訳ないのですが、働いている方々の環境を整えてあげて、今人手不足で辞めるとか、またほかに移るとか、また募集しても来ないとか、そういったこともあり得ると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。要望です。よろしくお願いします。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 先ほど答弁できないと言われましたが……

○議長（小川洋平） そっちのマイクを交換したら。

○14番（戸来 伝） いいです。簡単に聞くから。

歳入とかで8,489万2,000円というのは、給食費無料化なのではないかなと思うのですが、この金額とかというのはどういうことかというのと……

○議長（小川洋平） 聞こえないからマイク使ったほうがいい。

○14番（戸来 伝） 給食費の1節のほうなのだけれども、負担金の現年度分とあるのですが、八千四百何十万というの。それは、給食費の無償化の中では、これどういうふうな位置づけなのか。私の記憶違いかどうか分かりませんが、答弁できますか。

それと、2節の30万、十和田湖の不納欠損金なのか、それもちよっとお聞かせくだ

さい。

○議長（小川洋平） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（下川原昌俊） ただいまの質問にお答えいたします。

1の給食費負担金現年度分の8,489万2,000円というのは、無償化の対象ではなくて、無償化の対象となっていない教職員、それから準要保護の児童生徒分、あとは私たち給食センターの職員等の給食費となっております。

下の過年度分につきましては、広域事務組合になりましてから滞納されている、平成でいきますと平成10年から27年度分滞納となっております。その分の金額の頭出しをしているところでございます。

以上となります。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） さっきの答弁の中で、給食費の職員とかの給食費がそれに当てはまるということでしょう。もっともろもろ、そこに働いている人は持ち弁当ではないのですか。違うのですか。

それと、もう一つは、さっき聞いた十和田湖分なんかは、やっぱりもう存在しないといえば……。払っていないから残っているのだろうけれども、不納欠損金にして処理する方法もないのですか。

○議長（小川洋平） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（下川原昌俊） 教職員の給食費につきましては、喫食した分をそのままいただいているところです。今のところ負担する予定は立てておりません。

あと……

○4番（戸来 伝） 意味分からない。こったら答弁ないんだ。

○議長（小川洋平） 教育部長。

○教育部長（浦田陽子） ただいまのご質問にお答えします。

まず、給食費を、そこで働いているセンターの職員や教職員が食べていいのかといったようなご質問だったように受け止めました。こちらにつきましては、条例によりまして、市立小中学校の教職員は給食の提供を受けることができるものとなっています。また、給食センターの職員も、同様に給食の提供を受けることができるものとされております。こうしたことから、給食費をこの方の、職員の方の給食費は無償化の対象外でございしますので、実際に喫食した、食べた方からいただいているというのがこちらの現年度分の給食費負担金ということでございます。

もう一点、当時の十和田湖町の方々の給食費の滞納分につきましては、実は合併時点で十和田市がその事務を引き継いでおりますので、こちらの広域事務組合の給食特別会計の中には含まれていない事項でございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 分かって分からないようなところがあるのだけれども、そういう仕組みだって、給食費は無償化は関係ないということなのですが、いわゆる旧十和田湖町部分のこの金額は、やっぱり私はもう不納欠損金で処理するのが望ましいと思うのだけれども、そういう考えはないですか。ずっとこのまま残していくということですか。

そこら辺ちょっと聞いて終わります。

○議長（小川洋平） 答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（浦田陽子） ただいまのご質問にお答えします。

若干十和田市の事務に関することともオーバーラップいたしますが、ご容赦くださるようお願いいたします。旧十和田湖町で給食費を滞納しているその未済金というのは、広域事務組合ではなくて、十和田市の会計処理の上でそれを継承しております。議員ご指摘の、以前の滞納分まで欠損しないでいつまでも債権として持って取り立てをしているということはいかがかということですが、こちらは弁護士などにも相談しておりますが、今のところ私債権、公的な債権、税金などと違って、不納欠損という処理にはなかなかいかないということ、私の債権ということで、そしてご指摘は踏まえておりますので、今そちらの欠損に当たる処分につきましては、調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 資料3別冊のほうの内容で、8ページ、予算書でいうところの5ページ、6ページ、7ページにかかってくると思うのですが、三本木高等学校附属中学校給食受託事業の中身です。受託料積算の中を見ると、1食当たり255.9円の単価で積算されているようなのです。令和6年の給食費は、小学校260円、そして中学校290円という以前答弁いただいたところでございます。令和7年度については、そうすればこれまでの小中学校への給食の単価が1食255円なのか256円になるのか、そういう統一された単価となるのか、もしくはどうなのかなというところをまず確認したいと思います。

○議長（小川洋平） 教育部長。

○教育部長（浦田陽子） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和7年度の中学校の学校給食費は、375円というふうに改定を予定しております。附属中学校への学校給食の提供につきましては、区域内の子供たちへの給食費と異なっており、食材費だけということでは提供ができませんので、それ以外の管理費相当分というものも計算して、これが1食単価255.9円でございます。資料が見にくくて恐縮ですが、その下の1食単価の食材費というのが4行下でございます。こちらが食材費が375円ということですので、単純に計算しますとこの255.9円と375円と合算して1食当たりの給食費を附属中学校からはいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 分かりました。では、給食費の考え方とすれば同じだということだと理解しました。

次、ちょっと戻って、説明資料の7ページで、予算書のほうの7ページになりました。学校給食運送業務委託事業でございます。昨年度より増額の予算を計上しております。ご存じのとおり、六戸町においては、六戸の小中学校で一本化、統合されたということと、あと高清水小学校が廃校になって、もちろん附属中学校の分が増えたとい

うことを踏まえれば、単純に安くなるのかなという感覚でございましたけれども、増えた要因はやっぱり燃料費という解釈でよろしいのか、確認したいと思います。

○議長（小川洋平） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（下川原昌俊） ただいまのご質問にお答えいたします。

増えた要因は、燃料費、それから人件費等、それからあと車両等の整備等に関わるものが大分増えてきていることから、増額になったものです。

以上です。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） その資料によると、事業費積算根拠がもう業者見積もりによる委託料の計上のように見受けます。業者見積もりということは、もちろん見積もりの中身を精査して予算計上しているものと思いますけれども、その辺はちゃんと検証しての計上であるのか、一応確認したいと思います。

○議長（小川洋平） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（下川原昌俊） ただいまの質問にお答えいたします。

見積もり自体は2社から取っておりますけれども、その他内容等につきまして一応私たちができる範囲で確認等をした上でこの金額を出しているところです。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第13、議案第10号 令和7年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

工藤議員。

○13番（工藤正廣） このごみの問題は、前管理者にもいろいろ私お話をしてまいりました。先ほど全員協議会で、新しい処分場250億かかると。えっと、そんな予算ですぐそう簡単に出てこないだろう、10年以上変えて、その日程でやるとなれば、恐らく100億は増えるのではないのと。管理者から提案されたのですけれども。それなりに

応分の負担が行くと思うのですけれども、十和田市が５７億、おいらせ町さんが２２億とか、六戸さんとかあるのですけれども、恐らく１００億は言い過ぎかも知れないけれども、その時点においては最低でも５割以上は今の経済情勢からいけば増えるのではないかと。それで、その答弁を求めたら、各副管理者から同意を得ましたと、こういうお話ですから、それは皆さん、多分町長さんお見えですから、きっと理解はしていると思うのですけれども、そこで質問に入りたいと思います。

予算書の清掃の８ページ、こっちの説明は、主な事業の説明の１０ページにございます。ちょっとこれ何でこうなのだろうということをお聞きしたいと思います。今まで通常のとおりセメントの原料化として使ってきたものが、突如水銀の有害物質があるためにこれは駄目になったと。それ以前までは、ずっとそのままセメントの材料として使ってきているのですけれども、なぜ急遽、例えばそれを回収するためにごみの中にそういうものが含まれていたのかどうか、これをお聞きしたいのと、次の八戸エコエネルギープラントさんにございます。これ見ると、当該企業は一般廃棄物のある飛灰中の水銀の濃度については会社独自の基準を定めていない、ですから可能であると、ここに表現されていますけれども、普通最終処分場に入れる場合は、それも含めた、ちゃんとしたものがなければ、これはできないのではないのかなと。一応ここで八戸エコプラントさんをお願いすることになっていたのですけれども、入れてもらえばいいです。でも、最終的に、次も聞きますけれども、このエコプラントさんでどの程度まで処分場の能力があって引き受けてくれるか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

前からセメント原料化の業者、この辺では１社しかございませんが、その１社はうちのほうのセメント原料化にする灰のものがよくないと、いろいろ言われてきました。渋々受け取ってもらって、毎年徐々に単価も上げられてという状況での今もう受け入れできないという通知が来たところでございます。また別のエコエネルギープラントというところは、最終処分場ではなくて、最終処分場に持っていく前のその灰を処理する会社になっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○１３番（工藤正廣） 何かちょっと説明不足だな。もう少し聞いたと思うのだけれども。それで、取りあえずやっぱり水銀が入っているとか、私たちは信頼してそこにやっているとと思うのだけれども、非常に心配しているのです。突如これこの場所でそういう問題が起されば、先ほど十和田処分場もなくなって、水管理をして、最終的に終わるということですが、この水の問題は永遠にして続くと思いますが、この業者に対しては私も非常に心配しているのです。我が十和田市としていつまでやれるのか。そういったところをもう少し確認してみてください。

次に、もう一つ聞きます。次の焼却灰の処理事業なのですけれども、これもやっぱりもうセメント原料化が無理で、民間の最終処分場、これは去年も私聞きました。今ウィズウェイストジャパン、本社、さいたま市とありますけれども、ここにお願いしてもいいのだけれども、この業者の最終処分場の能力と我が十和田市がどの程度までこれをこ

これにお願いできるか、これをお知らせください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

業者さんが言うには、まだまだ何十年も、10年、20年は余裕で入れられるということでしたけれども、うちのほうといたしましても、幾らでもまだまだ大丈夫ということだけでは安心できませんので、10年でどのくらいの量を入れさせてもらうという協定等を今検討しております。業者のほうでは、例えば十何年で全体何トンまで、うち広域事務組合からの焼却灰を受け入れられますよという形で、数字で見られるように、今受入量の協定を結びたいと考えておりました。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） 取りあえずこの契約は10年でも20年でもいいのです。でも、いずれにしても、期限が来ることなのです。それに想定して、今いよいよ我が十和田地域広域事務組合では、自前の最終処分場がもう完璧になくなっているのです。

私一つここで提案したいのが、今現在五戸の最終処分場、これが多少能力があるのかなと。これを延命する、そういう策を講じながら、最終的にはここをもっと使える方法も必要だと思うのです。基本的に十和田最終処分場はここで県に全部許可を廃止すれば、恐らく二度と最終処分場の許可をもらえないと、恐らく、99%以上に。ですから、そういうことをもっともっと真剣に考えて、今五戸がどの程度あるか分からないけれども、今聞きますけれども、それによってやっぱり日常我々構成市町村でもいかにごみを出さないか、そういう政策をもっとするべきです。今特に生ごみの問題、焼却場で255億もかかる。これはやっぱりもっと本腰を入れた、ごみに対する減量化、これを最大限もっともっと力入れて、その次6割ぐらいは十和田市ですけども、各構成町村もこれやるべきだなと私は提案したいということで、今ちょっと五戸のことをお知らせください。

それから、もう一つ、ここの表現の数字が違うよ、予算書。こまい話だけれども、表現の。業務とか事業とかと書いているけれども。この予算書と、ここの数字が違っているから、これは後で見てください。ちょっと3回目ですからお知らせください。

○議長（小川洋平） 白山事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化につきましては、うちのほうからも構成市町村の担当を通じてごみを減量するような運動をお願いしますということで、こちらから働きかけているところでございます。もちろん生ごみも減れば減るほどうちのほうの炉に対しては負担が少なくなるということで、このままごみ減量化を何とかご協力いただいきたいなと思っております。

○13番（工藤正廣） 五戸の件。

○事務局長（白山利明） 五戸につきましては、延命化の話……

○13番（工藤正廣） 延命化って。能力どの程度って。去年もしゃべっているのです。

○事務局長（白山利明） 少々お待ちください。すみません、五戸が、残容量が現在が2万1,714立米となつてございます。許可が終了するあたり、令和32年あたりは残

容量が5, 464トンというふうな減り方をしていくと。ですから、全く余裕ないのでなくて、毎年少しずつ入れていって、32年まで使うという計画になっています。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和7年度十和田地域広域事務組合衛生 特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第14、議案第11号 令和7年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬 特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第15、議案第12号 令和7年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長(小川洋平) 日程第16、議案第13号 令和7年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算

○議長(小川洋平) 日程第17、議案第14号 令和7年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（小川洋平） 以上をもちまして今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和 7 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

誠にご苦労さまでございました。

午後 5 時 01 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小 川 洋 平

同 議 員 太 田 正 幸

同 議 員 笹 渕 峰 尚